

様式第二号の八 (第八条の四の五関係)

(第 1 面)

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月 30日

福岡県知事
服部 誠太郎 様

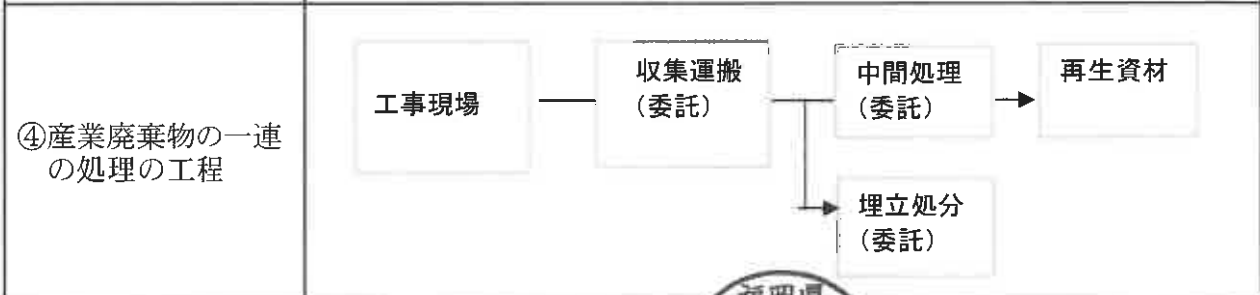
提出者
住 所 福岡市博多区上牟田2丁目11番24号
氏 名 大和ハウス工業株式会社 福岡支社
支社長 民谷 秀人
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 092-411-7446

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大和ハウス工業株式会社 九州支社
事業場の所在地	福岡市博多区上牟田2丁目11番24号
計画期間	令和 5年 4月 1日 ~ 令和 6年 3月 31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	建設業・総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高 45,593百万
③従業員数	総数 584人 正社員数569人



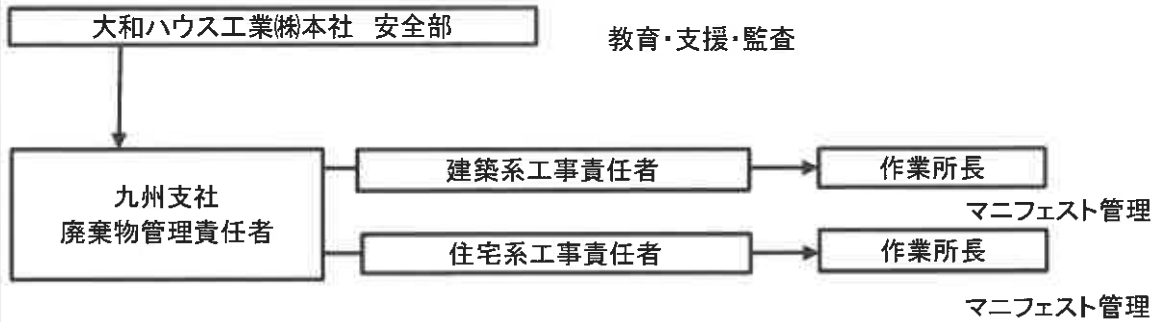
(日本工業規格 A列4番)

Confidential

第 5 号

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・現場での加工等を極力減らし、産業廃棄物の発生を抑制している。 ・産業廃棄物処理計画書に基づく分別の徹底		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・工場でのプレハブ化・システム化による減量化 ・分別の徹底による再資源化への取り組み		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 汚泥、ガラス陶磁器くず、コンクリートくず、混合廃棄物、木くず、紙くず 繊維くず、がれき類、廃プラスチック類、金属くず
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 汚泥、ガラス陶磁器くず、コンクリートくず、混合廃棄物、木くず、紙くず、 繊維くず、がれき類、廃プラスチック類、金属くず

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・排出量の分別の精度アップ		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) ・住宅系新築工事における工場デポ化(余剰材の再生利用)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) ・住宅系新築工事における工場デポ化の更なる徹底			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・特になし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・産業廃棄物を委託できる業者と書面にて契約を行っている。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り優良認定処理業者、再生利用業者、熱回収業者へ委託処理する ・委託業者には徹底的に現地確認をする。 ・電子マニフェスト対応可能な処理業者から認定する。 			
※事務処理欄			

